

戦後1950年代における 北西ドイツの地域経済と 地域経済支援政策(2・完)

ノルトライン・ヴェストファーレン州の
オストヴェストファーレン計画を中心にして

三ツ石郁夫

Ikuo Mitsuishi

滋賀大学 / 名誉教授

目次

- I はじめに
- II オストヴェストファーレン地域経済の特徴と
その歴史的形成
 - (1) NRW州とOWL地方の経済的特徴
 - (2) OWL地方の農業経営
 - (3) OWL地方における農村社会と農村工業
化の歴史的形成
- III NRW州による地域開発計画の策定
 - (1) 被追放民・難民の流入と州政府の対応
 - (2) 1952年報告の現状認識と改善提案
 - (3) 1955年報告書と計画要領(以上、前号)
- IV オストヴェストファーレン計画による地域経
済の支援
 - (1) OWPの実施
 - (2) 1958年における企業信用支援の実態
 - (3) 企業への信用支援と金融機関の役割
- V オストヴェストファーレン計画の成果と州地
域支援政策の再編
 - (1) 地域内部におけるOWPの評価
 - (2) OWL地域における「経済力」の上昇
 - (3) 戦後転換期における連邦の地域経済支
援政策の再編
 - (4) NRW州における地域経済支援政策の
再編
- VI おわりに(以上、本号)

IV オストヴェストファーレン計画 による地域経済の支援

(1) OWPの実施

OWP（オストヴェストファーレン計画）対象地域の企業から提出された信用申請を審査する信用委員会は、審査開始の1955年9月から翌56年2月29日の半年間に、デトモルト県北部のミンデン郡エインハウゼン地区と隣接するヘアフォルト郡フロトー地区で合わせて14件、県中東部のレムゴー郡で14件、デトモルト郡で4件、県南部のパルダーボルン郡で6件、ヘクスター郡で6件、ワーブルク郡で10件、ビューレン郡で4件の申請を受け付けている。エインハウゼン・フロトー地区は交通の便が比較的良好のために早くから多数の申請が出されたが、ここまで対象地域全体に分散して申請がなされている。業種では金属加工や機械製造、木材加工、繊維・縫製など多様であり、また申請目的は工場拡大、移転、そして支店ないし分工場の建設のためであって、信用を利用して機械や設備を調達することになる。州による信用保証は半数ほどで認められているが、すべての申請が委員会で承認されるわけではなく、また企業側から辞退する場合も数件ある¹⁾。

OWPは域内において早い時期から期待されていた。なかでもレムゴー郡東部のニーダーザクセン州に境を接する農村エクスタータル (Extertal) 地区では、すでに1955年1月にOWPの開始に向けて15のゲマインデが地区協議会 (Interessengemeinschaft) を結成していた。7月に同地区が対象地域に指定されると、同協議会は企業誘致のために協同して土地の提供や租税優遇などの措置を講じ、さっそく最初の信用委員会によって4企業

の信用認可に成功し、これによって200～250人の新規雇用の獲得を見込むことになった。1956年12月にこの協議会が作成した報告書によると、この時点までに約350の新規雇用が実現し、さらに450の雇用増が見込まれるとのことで、OWPは一定の効果をもたらしていると評価されているが、他方でこの間に同地区では在来の企業2社が倒産し、誘致予定企業1社が取りやめとなって約300の雇用が失われてしまい、差し引きでは効果が薄まっているとされている。また同地区ではもともと季節による雇用変動が大きく、さらに他地区への通勤労働者が多い。そこで協議会は、さらなる企業誘致によって継続的な雇用増を図り、経済構造を改善する必要があるとして、利率、償還期間、担保など優遇された信用条件の継続およびゲマインデに対する平衡請求権からの特別支援によって、工業企業のための社会インフラ (Klima) が改善されることを州首相に対して求めている²⁾。

NRW (ノルトライン・ヴェストファーレン) 州経済省は当初予定した計画期間3年のうち、2年終了時となる1957年8月にOWPの評価をしている。それによれば、ここまで合計1,500万DMの資金を企業に貸し付けたことによって工場等設備の建設や機械受注、売上、雇用増、交通量の増加が続いて地域の経済力が高まったとしつつも、1950年代中頃以降、西ドイツ経済全体が急速に成長しているため、計画だけによるとはいえないが、この地域では労働者が勤勉であり、また労賃が低いことによって企業が移転してきているとし、総じてOWPは成功していると評価している。他方で経済省は問題点を2点指摘している。第一に、限られた資金を域内で人口比に応じて配分しているが、結果的にパルダーボルン市のような重点地区ができてし

1) LAV NRW, NW₀430, Nr.392/II: Schreiben des Regierungspräsidenten am 29. Feb. 1956. OWPでは比較的規模の大きい工業大経営が申請しているが、同じ1956年からNRW州全体を対象にして営業的中间層による中小経営に対する信用支援が始まり、また避難民や被追放者による新規の中小経営設立に対して負担調整の信用支援も継

続している。これらについては三ツ石(2021)参照。

2) LAV NRW, NW₀430, Nr.393/I: Der Vorsitzende der Interessengemeinschaft für Wirtschaftsförderung Extertal vom 17. 12. 1956.

まうことや中規模以上の企業に多く配分されていること、第二に、この時期に域内の機械工場やたばこ工場が外部に転出したり、生産停止したりして、OWPの効果を薄めていることである。経済省はこうした問題に対して、重点地区が形成されるにしても、計画を継続することによってそこから農村地域に二次的に波及して経済構造が改善されるとし、そうした理由により600万DMの予算を追加してOWPを継続することを州首相に提案している³⁾。

州経済省の後押しによって1957年11月に600万DMの追加予算が決定されると、翌58年2月にはパーダーボルン労働局地区東部・南部の農村地帯であるビューレン、ヘクスター、ワーブルク3郡は州経済省に対して連名で第1期の報告と第2期への要望を次のように行っている。

まず資金支援についてであるが、3郡合わせて計25件、361万DMが供与され、それによって957人分の雇用が創出された。他方でパーダーボルン市には約650万DMが供与されている。3郡では1955年以降人口がやや減少しているが、その原因は被追放民たちが新たな居住地を求めて移動したり、地元の若者がルール地域に転出し、また最近ではパーダーボルン市に移住する人々が増えており、事態は改善するどころか悪化している。近年の景気拡大によって3郡では域外での現場作業や建設仕事が増え、雇用は不安定になり季節によって失業者数の増減が激しくなっている。パーダーボルン地方内部において都市と農村の格差が生じている。省庁間委員会は都市と農村の格差を埋めると言っていたが、そのようになっていない。報告はこのように判定している。しかしそれはOWPの継続を支持しないということではない。むしろOWPの基礎となる考えは正しいし、実際に信用

支援があれば企業は農村に移転してくることが証明された。それゆえ農村の構造変化をもたらすために、OWPによる農村工業化計画の継続と地域支援に関する予算項目の明確化、企業と金融機関の利用手続き改善や企業側リスクの引受、信用供与額査定柔軟化などを要望するというものであった⁴⁾。

(2) 1958年における企業信用支援の実態

ここでOWPによって、実際にどのような企業がいかなる投資計画を作成して信用供与を申請し、また支援方法がいかに議論されたかについて、1958年の州信用委員会議事録から明らかにしておこう⁵⁾。

5月9日の第20回会議で審議された5社の概要は第5表に示すとおりである。5社中4社は機械金属や電気製品の製造であり、1社は編み物製造である。3社は自社工場の拡張であり、2社は新たに南部ビューレン郡とレムゴー郡エクスタータール地区に別工場を新設する計画となっている。このうち4社の申請は承認されたが、1社は否決された。その理由は、もともとエッセンの電気製品製造会社である同社にすでにOWPによって1度支援がなされていること、そして計画がアルンスベルク工場の移転であることであった。

1958年7月2日の第21回会議から同年11月13日の第25回会議までに信用委員会で審議された12社の申請内容とその結果は以下のとおりである。

① F社はミンデン郡に立地する衛生関係設備の製造会社である。新たに工場建物を改修・増設し、新規の機械類調達と設備更新のために14万3,500DMの投資計画を立て、このうち自己資金として4万3,500DMを準備し、残りの10万DMを工業信用銀行(Industriekreditbank)から借り入れ

3) LAV NRW, NWo 430, Nr.393/II: Schreiben an den Ministerpräsidenten vom 2. Aug.1957.

4) LAV NRW, NWo 430, Nr.393/II: Schreiben der Kreisverwaltung Büren vom 17. Feb.1958. ここに見られるパーダーボルン重点地区形成と周辺農村地区への波及効

果の論理は、後に触れる「中心地」支援政策の先事例として考えられる。しかし、被追放民と難民の受容という点で見ると、ビューレン郡とワーブルク郡の割合は明確に低かった。1959年12月末における被追放民と移住者(難民)の対人口比割合をデトモルト県内で見ると、ビーレフェルト市33.6%、ビーレフェルト郡35.6%、ハレ郡32.1%など県北部で高くなっ

第5表 第20回信用委員会で審査された信用申請

社名	企業所在地	製造品目	投資計画	自己資金 (DM)	申請額 (DM)	審査結果
A社	ワーブルク郡	針金製品	工場拡張	7,325	10万	全額承認
B社	デトモルト郡	電装品	工場拡張	31.1万	25万	否決
C社	デトモルト郡	特殊機械	ビューレン郡工場新設	1.8万	10.5万	全額承認
D社	ビーレフェルト	制御機械	レムゴー郡工場新設	40万	40万	全額承認
E社	デトモルト郡	編物製品	工場拡張	35万	40万	全額承認

【出典】LAV NRW, NW₄₃₀ Nr.324, Protokoll der Sitzung vom 9. Mai 1958.

るために信用支援を申請している。この計画によって30人の新規雇用を見込んでいる。これに対して信用委員会は、OWPの残り資金が少なく、また同社の経営状態がよいため資本市場からの借入れが可能として申請を否決している。

② G社はヘクスター郡に立地する家具製造会社である。新たに工場設備を増設して生産を拡大するために、12万8,000DMの投資計画を立て、このうち2万8,000DMを自己資金で準備し、10万DMの融資をヘクスター市貯蓄銀行から借り入れるために申請している。これによって30名の新規雇用を見込んでいる。これに対して信用委員会は支援の必要性を認め、全額について4.5%利子15年の信用を認可し、同貯蓄銀行に対して3%利付平衡債権を州が買い取るによって融資すると決定した。

③ H社はヘクスター郡に立地するかご細工や小物家具、折り畳みベッドの製造会社である。新たに作業場や乾燥施設を建設するために9万6,800DMの投資計画を作成し、4万6,800DMを自己資金で用意するが、5万DMの融資をヘクスター郡貯蓄銀行を通じて申請している。これに対して信用委員会は、同社にはすでに4万DMの信用が与えられているが、今回さらに全額について

4.5%利子15年の信用を認可し、同貯蓄銀行に対して、同額の3%利付平衡債権を州が買い入れることによって融資し、さらに前回分を含めて4万5,000DM分の州賠償保証 (Ausfallbürgschaft) を与えると決定した。

④ I社はビューレン郡に所在するぬいぐるみ玩具製造販売会社である。新たに工場建物や機械類を増設・設置するために10万DMの投資計画を作成し、自己資金3万5,000DMに追加して6万5,000DMの信用資金をビューレン郡貯蓄銀行を通じて申請している。新規雇用は15-20名になる。これに対して信用委員会は、貯蓄銀行からの聞き取りによって、全額について4.5%利子15年の信用を認可し、同貯蓄銀行に対して、同額の3%利付平衡債権を州が買い入れることによって融資すると決定した。

⑤ J社はビューレン郡に立地する針金製造会社である。新たに工場設備を同郡内のヴェヴェルスブルクに移転するために25万DMの投資計画を作成し、うち10万DMは自己調達するが、15万DMをビューレン郡貯蓄銀行を通じて貸付申請している。見込まれる新規雇用は60名である。これに対して信用委員会は、支援の必要性は認めしたが、会社の好調な財政状況を考慮して10万DMの貸付

ているのに対して、ビューレン郡18.4%、ワーブルク郡18.2%と低くなっている (*Statistisches Jahrbuch NRW*, 8.Jg., 1960, S.8.)。なお、この年の統計では難民 (Flüchtlinge) に代わって移住者 (Zugewanderte) の用語が使われている。

5) LAV NRW, NW₄₃₀, Nr.324: Protokoll über die Sitzung des Kreditausschusses. 1958年5月9日の信用委員会で審議された5社については、すでに三ツ石(2021)、16-17頁で明らかにしたので、ここでは第5表でのまとめに止め、そのあと第21回から第25回までを明らかにする。1958年の実績だけを取り上げるのは、資料的制約による。

(4.5% 利子、15年信用)を認可し、同貯蓄銀行に対して、同額の3%利付平衡債権を州が買い入れると決定した。

⑥ K社は県北ハレ郡にある衣服メーカーである。新たにパーダーボルン郡に土地を取得して分工場を設立し、建物や機械類を建設・設置するために80万3,300DMの投資計画を立て、同社はすでにコメルツ銀行ヘアフォルト支店から10万DMの経営資金を借り受け、自己資金40万3,300DMを準備し、これに追加してパーダーボルン郡貯蓄銀行を通じて30万DMの信用を申請している。新たに雇用する労働者は100人と見込んでいる。これに対して信用委員会は、全額について4.5%利子15年の信用を認可し、同貯蓄銀行から同額の3%利付平衡債権を州が買い入れることによって融資すると決定した。

⑦ L社はレムゴー郡エクスタータル地区で操業する機械工場である。同社は新規に機械を調達するために22万5,000DMを必要とし、このうちニーダーザクセン州ハーメルンにある親会社が4万DMを用意するほか、自己資金で3万5,000DMを準備し、残りの15万DMの資金をレムゴー郡貯蓄銀行を通じて申請した。これによって見込まれる雇用は20-30名である。信用委員会はこの計画についてデトモルト県当局に問い合わせたところ、同社の投資計画は総額70万4,000DMに上るもので、本件申請はその中の一部の機械調達に関わるものであった。信用委員会は投資計画全体の実施を条件にして、15万DM全額について4.5%利子

15年の信用を認可し、同貯蓄銀行に対して、同額の3%利付平衡債権を州が買い入れることによって融資すると決定した。

⑧ M社はビューレン郡に位置するクリスタルのシャンデリア工場である。近隣(Westheim)への経営移転のために土地取得と経営建物にかかる11万1,000DMの費用が必要となるが、1万1,000DMは自己負担であり、残りの10万DMについてビューレン郡貯蓄銀行を通じて信用申請している。見込まれる新規雇用は15-20名である。これに対して信用委員会は、全額について4.5%利子15年の信用を認可し、同貯蓄銀行から同額の3%利付平衡債権を州が買い入れることによって融資すると決定した。

⑨ N社は県北ヴィーデンブリュック郡で木材加工機械や輸送設備の卸代理店をしている。新たにビューレン郡のビューレン機械工場(有)に投資して工場を新設するために、土地、工場設備、機械類に要する32万3,742DMの投資計画を立て、そのためにすでにOWPによって11万DMの承認を得ているが、さらに11万DMの追加承認を申請している。新たな雇用は49名である。この申請に対して信用委員会は、前回提出された当初計画が変更されていることとビューレン郡貯蓄銀行の担当者が会議に出席しなかったことのために疑念を示して承認を先送りし、州信用保証委員会が承認した場合、この件も承認されるとした。

⑩ O社はビューレン郡で操業する鉄骨・金属板金工場である。現在地での経営拡張のために土

地取得と機械・作業機類の調達のための15万5,100DMの投資計画を立て、このうちビューレン市から1万DMの土地取得補助金を受け、自己資金2万5,100DMを準備して、残りの12万DMの信用をビューレン郡貯蓄銀行を通じて申請している。新規雇用は15名を見込んでいる。これに対して信用委員会は、全額について4.5%利子15年の信用を認可し、同貯蓄銀行から同額の3%利付平衡債権を州が買い入れることによって融資すると決定した。また35%までの州信用保証も認められた。

⑪ P社はワーブルク郡に位置する金属製品工場である。新たに工場拡張のために9万DMの投資計画を立て、うち自己資金1万DMを用意し、8万DMをワーブルク郡市貯蓄銀行を通じて申請している。これによって見込まれる新規雇用は40名である。これに対して信用委員会は支援の必要性は認めたと、信用保証が不確かであるために、州信用保証委員会での審査まで保留となった。

⑫ Q社はパーダーボルン郡に立地するプラスチック製品製造販売会社である。同地での新工場設立のために土地取得や工場建設、機械類調達のために348万7,000DMの新規投資を計画し、機械類は一部自己製造で調達し、資金も22万5,000DM用意し、残りの100万DMの資金をパーダーボルン市貯蓄銀行を通じて申請している。信用委員会は、同社社長とパーダーボルン市市長も同席したなかで、自己資金の割合が少ないことからさしあたり50万DMを承認することとしたが、同社はこの提案を拒否し、もし全額の信用が認めら

れなければ、他の場所で新設するとした。他方、市長はこの計画の重要性を強調した。これらを受けて信用委員会は、州信用保証が全額与えられるまで保留することにした。

1958年は景気拡大が一服する時期ではあったが、以上のように多様な業種の企業から提出された信用申請に対して、信用委員会は慎重に審議して支援のあり方を決定した。信用委員会の審査結果を通期でみると、1955年9月の第1回から1958年9月26日の第24回会議までに81件の申請が審査され、うち72件が承認、9件は拒否された。金額では1,849万2,500DMの承認と203万5,000DMの否決である⁶⁾。

(3) 企業への信用支援と金融機関の役割

州経済省はさきに触れた県南3郡からの要望を受けて、第2期には比較的県南部からの申請を多く受け入れ、農村への工業移転を優先する意向を示している。地域の配慮だけでなく、工業分散のためには、中小経営への支援が必要であることも指摘されているが、本計画ではおもに中規模以上の企業経営が支援されている。包括的な地域経済支援のためには、OWPの意義はなお限定的になっているといえる⁷⁾。

OWPは1959年まで継続されたが、この期間に合計79件、2,012万7,500DMの信用が供与された。その地区別件数と信用額は第6表のとおりである⁸⁾。

6) 事例に見られる利率4.5%、15年の長期信用がどれほど優遇された条件であるかを明確に確認することではできないが、当時の企業向け信用コストは次のとおりである。信用銀行と信用協同組合の中期信用(6か月から4年まで)の場合、利子と手数料を合わせて1956年当時、通例では合計して9%から9.5%のコストとなる。他方、貯蓄銀行では中長期信用において平均して約7.5%の固定利率が適用される。手数料はあるが、それらを貸付期間に応じて分割すると平均して7%台後半から9%ということである。またこうした利率・手数料は担保の種類によっても変動するので、OWPにおいて適用される保証付き4.5%利率は、手数料を加えたとしても、資本市場が

ひっ迫していたなかでかなり優遇されていたとみることはできる(三ツ石2018、7頁)。もっともドイツ連邦銀行の割引率は1956年中ごろの5.5%から1959年初には2.75%に引き下げられるので、金融機関の信用コストも引き下げられ、OWPの優遇度合いも縮小したと考えられる(Deutsche Bundesbank 1959, S.33f.)。

7) LAV NRW, NW0430, Nr.393/II: Ostwestfalen-Programm, März 1958.

8) LAV NRW, NW0430, Nr.97: Vermerk II/C 2 vom 21.Feb. 1959.

第6表 OWPによる企業への信用支援(1955-59年)

地区／郡	承認件数	信用額(千DM)
エインハウゼン地区	3	560
フロトー地区	5	1,320
レムゴー郡	19	4,530
デトモルト郡	5	1,160
ヘクスター郡	15	2,235
ワーブルク郡	7	730
ビューレン郡	14	1,902
パーダーボルン郡	11	7,690
OWP計	79	20,127

【出典】LAV NRW, NW0430, Nr.97: Vermerk II/C 2 vom 21.Feb. 1959.

郡別にみると、パーダーボルン郡に最も多くの資金が投入され、信用額ではさきの県南3郡を合わせたパーダーボルン労働局地区が全体の62.3%を占めている。もっともそのうち東南のワーブルク郡は比較的少ない。デトモルト労働局内ではエクスタータル地区を含むレムゴー郡の件数が最も多く、またデトモルト郡と合わせた両郡(旧リップペ領)の信用額は全体の28.3%である。さらにヘアフォルトとミンデンの間にあるエインハウゼン地区とフロトー地区では、申請は多くなされたが認可数は比較的少ない。

他方、企業のものとの立地を見ると、デトモルト県内の企業が多いが、隣接するミュンスター県やアルンスベルク県の企業、デュッセルドルフ県の企業もある。概してNRW州内の企業が多いが、なかにはニーダーザクセン州ハノーファーやハーメルンの企業が計3社みられる。

ところでOWPの実施過程においては、ドイツ銀行などのいわゆるドイツ大銀行やデュッセルドルフの工業信用銀行だけでなく、信用委員会のま

とめ役となるヴェストファーレン州立銀行ならびに地元金融機関がプログラムの仲介役として、また個別企業のハウスバンク(主要取引銀行)として重要な役割を果たした。OWPがほぼ終了する段階の1960年3月16日付で、州立銀行は州経済大臣に信用支援プログラムを仲介した金融機関一覧を報告しているが、第7表はそれをまとめたものである⁹⁾。

第7表から次の3つのことがわかる。第一に、全体90件の承認件数のうち、県内金融機関が貸し付けているケースは68件(75.6%)、県外金融機関は22件(24.4%)である。したがって移転企業が信用申請書を作成するとき、元のハウスバンクではなく、移転先の金融機関に貸付を依頼する場合を含めて、プログラムの4分3の件数では県内の金融機関が仲介しているのである。第二に、貸付額を見ると県内金融機関による融資は11,430.5DM(56.4%)、県外金融機関は8,840DM(43.6%)であり、このことは1件あたりでは県外金融機関の融資額が比較的大きくなっていることを示す。第三に

9) LAV NRW, NW0430, Nr.394: Schreiben der Landesbank für Westfalen vom 16. März 1960. 第6表と第7表ではそれぞれの承認件数と貸付信用額が一致していない。この理由として、第一に前者が1959年初頭、後者が1960年初頭にそれぞれ報告されていること、第二に件数に比べて金額ではそれほど大きな違いになっていないことから、同一企業への複数回支援の数え方の違い、さらに第三に委員会では承認

されたが実際には様々な事情で支払われなかったり減額されたりしたことが推測される。

なお工業信用銀行とは、戦前ベルリンに所在したドイツ工業銀行(Deutsche Industriebank)の伝統を受け継ぎ、ドイツ工業連盟(Bundesverband der Deutschen Industrie, BDI)と傘下の専門団体の呼びかけで約3,000の工業企業が株式を引き受けて1949年3月にデュッセルドルフで設立さ

第7表 OWPの企業信用を仲介した金融機関一覧

	金融機関名	本店ないし支店所在地	件数	貸付額計(千DM)
デ ト モ ル ト 県 内	ドイツ銀行	ギュータースロー	2	2,250
	貯蓄銀行	ヘアフォルト郡	4	830
	貯蓄銀行	ミンデン郡	1	250
	貯蓄銀行	レムゴー郡	17	2,914
	協同組合銀行		1	40
	貯蓄銀行	ビューレン郡	12	1,647.5
	貯蓄銀行	ヘクスター郡	15	1,550
	協同組合銀行		2	180
	貯蓄銀行	パーダーボルン郡	7	1,170
	協同組合銀行		1	49
	貯蓄銀行	ワーブルク郡	6	550
県 外	ドイツ銀行	エッセン、ネーハイム-ヒュステン (アルンスベルク)各支店	2	900
	ドレスデン銀行	ゲルゼンキルヘン支店	1	600
	工業信用銀行	デュッセルドルフ	8	4,920
	Delbrück, Schickler & Co., Hamburg	ハンブルク	1	100
	ヴェストファーレン州立銀行	ミュンスター	7	1,840
	農村中央金庫	ミュンスター	2	400
	貯蓄銀行	アルンスベルク県ブリロン郡	1	80
合 計			90	20,270.5

【出典】LAV NRW, NW〇43〇, Nr.394: Schreiben der Landesbank für Westfalen vom 16. März 196〇.

金融機関のなかではドイツ銀行やドレスデン銀行、工業信用銀行によって大規模投資が支援されているが、他方でとくに県内金融機関のなかでは地元の貯蓄銀行が重要な役割を果たしていることがわかる。その割合は件数で63件(70%)、金額で8,991.5DM(44.4%)と非常に大きな割合を占め、ほとんどは県中東部のレムゴー郡や県南部のパーダーボルン郡、ヘクスター郡、ビューレン郡、ワーブルク郡など、どちらかと言えば農村地域の貯蓄銀行となっている¹⁰⁾。また県外とはいえ、ヴェストファーレン州立銀行は貯蓄銀行の上位金融機関である。さらに地元金融機関という点では、中間

層経営を支援する協同組合銀行も4件、269DMの支援を行っている。こうした域内金融機関の資金源として、1948年6月の通貨改革によって不活化されていた自治体域内住民や中間層経営の預金が活用されていることから、域内の資金が域内の企業経営拡大のために循環していることになる。OWPは外部からの企業移転が促進されたとはいえ、域内外の企業支援プログラムにおいて、地元金融機関とその資金が活用される支援方式に道筋がつけられたといえる¹¹⁾。

れた株式銀行である。同行は市場で社債を発行できない企業向けに長期資金を供給し、投資を支援した(Wolf, S.102.)。

10) 1963年における各郡所在の貯蓄銀行数、支店合計数、預金総額(百万DM)、与信総額(百万DM)は次の通り。デトモルト郡：5、61、557、423；レムゴー郡：4、41、463、328；パーダーボルン郡：3、37、576、425；ヘクスター郡：2、34、

258、196；ビューレン郡：1、13、74、65；ワーブルク郡：1、18、78、66(Rolvering 1996, S.332)。

11) 第二次大戦後の銀行解体の後、ベルリン大銀行と貯蓄銀行は1950年代後半までのうちに戦前の体制を復興させ、自由競争の段階に入っていた。さしあたり、三ツ石(2012)、176-179頁参照。

V オストヴェストファーレン計画の 成果と州地域支援政策の再編

(1) 地域内部におけるOWPの評価

1959年1月、デトモルト・レムゴー両郡を管轄するデトモルト商工会議所は州経済大臣ラウシャー (Lauscher) に宛てて、ここまでのOWP実施によって次のように大きな利益がもたらされたと報告した。第一に両郡の工業支援のために供与された信用額は合計569万DMであり、それによって新たに1,464人分の新たな雇用が創出された。第二に、観光支援のための43万2,500DMの信用によって観光・宿泊施設が近代化され、リップペ地域はルール地方の人々の観光や保養のために役立っている。第三にレムゴー域内では土地造成のために55万1,000DMが投入されたが、こうした資金配分は、単なる経営支援ではなく地域支援であった。なぜなら、それらによって従来の家具製造中心だった地域の産業構造が多様化し、景気変動に左右されない地域経済の構造改善に役立ったからだとしている。

しかし報告は同時に、州全体のなかで比較すると、域内ではなお未発展の部分もあるとする。それは第一に、転出者が多いために人口増が少ないこと、第二に1人当たり租税徴収額が州平均以下であること、第三に1人当たり売上がやはり州平均以下であること、第四に失業水準が州平均よりなお高いこと、そして第五に他地域への通勤労働者がなお多数に上っていることである。こうした理由から商工会議所は、OWPの枠内で州政府による地域支援の継続と、また併せて、4.5%になっていた利率の引き下げも要望している¹²⁾。

ここから県中東部ではOWPが地域経済構造の改善に役立っていると述べつつ、他方でなお所得や雇用の水準が十分でないという両面の評価がなされている。

こうした地元からの要望を受けて、州財務大臣は同年1月から2月にかけてOWPの継続のためにさらに300万DMの予算を計上し、財源としては同様に平衡請求権をあてることにした。ただし利率については4.5%をなお有利なものとして据え置き、また州保証はそれまで26件258万7,000DM分提供されたが、この方式も継続することになった。さらにパーダーボルン市に多く配分されている偏りについては、同市から駐屯地 (Garnison) や連邦鉄道工場が撤退していることを考慮して継続され、むしろ工業都市パーダーボルンの形成が周辺農村に産業的な波及効果を及ぼすことが期待された¹³⁾。

こうしたやり取りを経て、4月14日、デトモルト県知事は改めてここまでのOWPの成果について州首相に報告している。それによれば、OWPでは1955年以来2,100万DMの予算が配分されて、そのうち2,000万DMは消化され、残る100万DMは現在計画中である。この信用支援によって、79の企業に2,014万7,500DMが配分された。うち約3分の2は域外からの新たな企業移転で、3分の1は域内企業への支援だった。1企業当たりの支援額は4万DMから250万DMの間であり、平均は約24万2,000DM。産業部門別では鉄加工業、電気産業、精密機械、プラスチック成型が多いが、意識的に多様になるように選定された。伝統的な木材加工業や繊維工業も選ばれているが、そうした場合は競争能力が高い専門経営が対象となった。

12) LAV NRW, NW0430, Nr.394: Schreiben des Industrie- und Handelskammer Detmold vom 19. Jan. 1959. モーザーによれば、1950年代のうちに都市と農村の所得格差の縮小や社会保障制度の整備によって農業副業を持つ工業労働者は急速に減少したが、とくに「構造の弱い」周辺地域には農村に居住して都市へ通勤する「遠隔通勤労働者」(Fernpendler)が残ったとしている (Mooser 1984, S.172 u.

174)。OWL (オストヴェストファーレン・リップペ) 地方中南部の農村はそうした地域の一つと見なしうる。

13) LAV NRW, NW0430, Nr.97: Vermerk II/C2 vom 21. Feb. 1959.

地域別にみると最も成功したのは、第一にパーダーボルン郡である。パーダーボルン市はもともと交通の便がよく、文化的中心であったことを背景にして、OWPによる工業の重点形成と周辺農村への波及効果をもたらした点で重要な成果を上げた。第二にリップベ北東部のエクスタータールは、パーダーボルン市とは対照的に交通や文化面での利点を持っていなかったが、OWPによって顕著な成果を上げた。二つの例に共通していることは、地元当局が積極的な受け入れと巧みで入念な計画を準備し成果を導いたことである。他の地域でも、重点形成には至らないが広い地域にわたって経営が分散し、また既存経営は拡大した。他方で、ワーブルク郡とビューレン郡では経営数、貸付額、新規雇用数ともに低水準だった。

ここまでの工業企業支援によって、全体として新たに約4,500人の新規雇用が生まれた。最初の計画では4,800人だったが、その差はいくつかの経

営が信用額を全額活用してないこと、投資がまだ完了してないこと、まだ雇用までいたってないこと、あるいは労働力の流出を相殺したに過ぎないこともある。さらに記しておくべきこととして、食料品製造業では信用供与にもかかわらず、新規雇用を生まなかったケースもある。もっとも、支援を受けずに雇用を生み出したケースもある。たとえばパーダーボルン労働局内では1954年から58年までに全体で1万人の雇用増となった。この県知事からの報告は、当初の計画目標が信用支援の方法によって達成されたと総括している¹⁴⁾。

(2) OWL地域における「経済力」の上昇

ここまでOWPの成果をデトモルト県当局の報告に基づいてみてきたが、別の統計指標によって確認してみよう。当初のOWPは失業問題の解決と「経済力」の上昇を目的としていたが、このうち前者は上に見た通り大きく改善していた¹⁵⁾。

第8表 NRW州における工業就業者密度(1953-1961年)

県/郡	1953年	1958年	1961年
デュッセルドルフ県	186.0	202.9	202.7
ケルン県	124.7	144.5	149.1
アーヘン県	141.8	157.0	156.9
ミュンスター県	161.6	168.8	157.4
デトモルト県	128.7	156.2	160.2
ビューレン郡	28.5	42.9	55.5
ヘクスター郡	54.8	77.8	88.5
パーダーボルン郡	58.1	90.0	101.2
ワーブルク郡	32.2	36.0	43.4
アルンスベルク県	187.5	204.5	196.0
NRW州	166.2	183.4	180.6

【出典】 *Statistisches Jahrbuch NRW*, 6.Jg., 1956, S.136-140; 8.Jg., 1960, S.136-139; 9.Jg., 1962, S.137-141.

14) LAV NRW, NW0430, Nr.97: Schreiben des Regierungspräsidenten vom 14. April 1959.

15) NRW州における労働者・職員・公務員に占める失業者の割合は、1950年(年平均)4.8%に対して、1956年(9月末、以下同様)1.2%、57年1.0%、58年1.3%、59年0.9%、60年0.5%であった(*Statistisches Jahrbuch NRW*, 9.Jg., 1962,

S.86.)。他方、ドイツは外国人労働者の受け入れのために、すでに1955年にはイタリアと、1960年にはスペイン、ギリシャ、そして1961年にはトルコと労働者の募集と仲介の協定を結んでおり、1960年には16万3,000人の外国人労働者を受け入れていた(Aberlshauer 2011, S.324-325.)。こうした事情からして、失業問題だけについて考えれば信用支援プログラムは当初の意義を失っていたといえる。

そこで「経済力」の指標としては、まず計画のなかに記されていたゲマインデ（自治体）税徴収額があげられるが、さらに人口1,000人に占める工業就業者数の割合（工業就業者密度）と一人当たりの国内総生産をNRW州統計書によって確認してみたい。

最初に工業就業者密度から第8表において確認すると、OWPが始まる前の1953年においてデトモルト県の数値は128.7と州全体のなかでもかなり低い。ケルン県の数値がさらに下回っているが、ここでは商業・サービスの割合が高いのであまり比較の対象にならない。デトモルト県の数値はOWPが進行する1958年には156.2、それが終了した直後の1961年には160.2へとミュンスター県のそれを上回るほどに上昇している。他方でデトモルト県南部のパルダーボルン労働局地区では数値はかなり低いままである。もっともそのなかでパーダーボルン郡ではかなりの上昇が見られ、重

点地域になっていることがわかる。これに対して農村3郡では、ヘクスター郡でやや上昇したものの、ビューレン・ワーブルク両郡ではかなりの格差が残されたままとなっている。デトモルト県知事が上で述べていたことがここでも証明される。

次にゲマインデ税（主に不動産税と営業税）一人当たり徴収額の州平均を100とした指数で見ると、第9表のとおりである。ここでも工業就業者密度と同様に、ライン地方とヴェストファーレン地方の諸県の間で大きな格差があり、とくにデトモルト県は1953年度でもっとも低くなっているが、1962年度までにミュンスター県をやや上回るまで上昇している。またパーダーボルン労働局地区の水準はかなり低く、1962年度になってもビューレン・ワーブルク両郡では1962年度においても4割にとどまったままである。パーダーボルン郡とヘクスター郡は6割前後まで上昇した。

第9表 一人当たりゲマインデ税徴収額指数(1953-1962年度)

(各年度の州平均=100)

県/郡	1953年度	1958年度	1962年度
デュッセルドルフ県	119.6	114.8	115.6
ケルン県	106.3	103.1	116.6
アーヘン県	80.3	75.1	76.5
ミュンスター県	79.9	88.3	77.4
デトモルト県	72.5	71.7	80.1
ビューレン郡	40.2	40.4	40.0
ヘクスター郡	43.1	46.4	56.6
パーダーボルン郡	56.1	56.1	63.7
ワーブルク郡	37.4	37.7	40.3
アルンスベルク県	97.3	102.6	96.0
NRW州	100	100	100

【出典】Statistisches Jahrbuch NRW, 5.Jg., 1954, S.336-339; 8.Jg., 1960, S.254-157; 10.Jg., 1964, S.292-295

第10表 一人当たり国内総生産

(マルク)

県/州/全国	1957年度	1961年度
デュッセルドルフ県	5,700	6,990
ケルン県	5,110	7,010
アーヘン県	4,060	5,270
ミュンスター県	4,140	5,350
デトモルト県	3,950	5,440
アルンスベルク県	4,850	5,910
NRW州	4,930	6,260
西ドイツ	4,290	5,810

【出典】Statistisches Jahrbuch NRW, 10.Jg., 1964, S.291.

最後に一人当たり国民総生産であるが、第10表において各県の数値がNRW州および西ドイツ全国の数値とともに示されている。デトモルト県の数値は1957年では州内で最も低いが、1961年ではミュンスター県やアーヘン県を上回っている。

ここまで見た統計数値は1960年代初頭までのNRW州のなかでデトモルト県の「経済力」が改善されていることを実証するものといえる。この改善のためにOWPがどれほどの役割を果たしたかについて数値による検証はこれ以上できないが、大きな要因の一つとして述べることはできるだろう。

こうしたNRW州における地域政策の成果は他の諸州や連邦の地域政策と相互に影響していた。そこで目を転じて、「はじめに」において触れた連邦のIMNOS(省庁間委員会)地域政策の経過について次に跡づけておこう。

(3) 戦後転換期における連邦の地域経済支援政策の再編

1950年から51年にかけて連邦政府のIMNOSによって指定されたシュレスヴィヒ・ホルシュタイ

ン州とニーダーザクセン州、バイエルン州の「窮迫地域」(再生地域)においては、連邦政府の地域支援プログラムに加えて、50年代の全般的な景気上昇、また一部では被追放民と難民の州間移動によって50年代半ばまでに失業・雇用問題が解消されていた。他方で、こうした地域以外の、連邦から支援を受けていない一部農村地域では、新たな企業立地や既存企業の拡充があまり見られず、また農業による雇用機会も拡大することがなかったことから経済は停滞していた。この間、IMNOSは50年代を通じて新たな地域指定には消極的であった¹⁶⁾。

1958年に入ると委員会座長で連邦経済省上級参事官(ORR)のギール(Giel)は新たなコンセプトをもって地域政策へと乗り出した。1958年12月12日に開かれた同委員会は、人口の多い小農地域の工業化を目標とした地域支援政策の再編と拡充という連邦経済省が提案した基本コンセプトに基づいて、農村地域のなかで中心的機能を持つおよそ15から20の中小都市に工業(企業)移転を促進する議論を始めたのである¹⁷⁾。

16) BArch B115/4919: Vorschlag für die Ausgestaltung des Regionalen Förderungsprogramm 1959. Anlage zur Kabinettsvorlage des BWL vom 15. Mai 1959.

17) BArch B115/4919: Vermerk IIC2b, 15. Dez. 1958. 連邦経済省における議論の標題は当初は「工業の分散化——人口過剰な小農地域の工業化について」であった。

ここでの議論によって1959年6月に取りまとめられた要綱は「構造的に弱い農村地域における中心地発展プログラム」との名称をもって、連邦経済省から内閣経済委員会に提出された。そこでの目的は、「構造的に弱い農村地域」のなかにある中小都市へ工業経営を移転させることによって地域の所得水準を改善し、もって既存の人口集中地域での人口と企業経営の集中に対処することとされた。プログラムのための資金と支援方法では、第一に工業化支援のために企業移転に対して、連邦予算から新規雇用1人当たり1万DMを基準として信用(利率3.5%、期間15年)が供与され、第二に既存企業の経営合理化や近代化、経営拡大のための投資計画については合計して最高5,000万DMまでをERP(ヨーロッパ復興計画)予算から信用(利率5%、期間12年)が供与されるとされた。そして何よりも支援対象地域であるが、州政府からの提案に基づいてIMNOSが決定するとされ、選定対象となる「中心地」になるためには、工業経営移転にとって必要な立地条件が満たされている必要があった。その条件とは労働力が十分に供給され、適切な工場用地が用意され、また中等ないし高等教育施設や工業職業学校、病院など一定の社会的文化的教育的施設が存在していることである。こうした「中心地」は1959年度ではさしあたり16地域が選定され、翌年度以降も拡大した。さらにこのプログラムには、中心地における職業教育施設など公的インフラ建設に向けて総経費の半額

までを補助金として支給する地域の工業化支援措置も組み込まれていた¹⁸⁾。

こうした新たな連邦による地域支援政策の内容は、第一に農業単一の社会経済構造を持つ地域を対象にすること、第二にこうした地域への工業企業の移転・拡大を支援すること、そして第三に政府自治体が投資計画に優遇された条件で信用支援することという点で、NRW州におけるOWPと共通した地域支援の方法であった。他方で連邦がより狭い範囲の「中心地」を指定したことは、OWPの広域支援とは異なっており、むしろその成果を汲み取って連邦では進化しているといえる。

ところで中心地として指定されたのは、ラインラント・プファルツ州、ニーダーザクセン州、ヘッセン州、バイエルン州、そしてバーデン・ヴュルテンベルク州の小農地域にある自治体であり、NRW州の地域は除かれていた。もっともこのことは連邦とNRW州との間で連携がなかったことを意味するのではない。むしろNRW州は人口集中・工業発展地域として位置づけられており、連邦は他州を支援することによって全体の均衡を目指していたといえる。

実際、1960年11月には連邦経済省において各州代表者が集まり、ギールを座長として連邦と州による地域支援政策の調整が行われている。NRW州は連邦の地域支援政策に参加していなかったのだが、この会議にNRW州から経済省局長(RegDir)のマティエ(Matthiae)が出席し、

18) BArch B115/4919: Bundesministerium für Wirtschaft, 30. Juni 1959. Anlage: Richtlinien für das “Entwicklungsprogramm für zentrale Orte in ländlichen, schwach strukturierten Gebieten”, 30. Juni 1959.; Giel 1964, S.115ff. u. Karte. 「中心地」(zentrale Orte)の概念は、周知のように1933年にクリスタラー(Walter Christaller)によって提起された、上位・下位の複数の中心地地域が蜂の巣状に広がる分散的空間構造の抽象理論である。ここでは行政・文化・経済等のサービスが集中する中心地自治体と、それらのサービスを利用する周辺自治体とが一単位の地域を構成することになる。この中心地論は、ナチ

期だけでなく、戦後西ドイツにおいても国土計画の骨格をなす理論モデルとなっていた(山井2017、とくに156頁)。経済地理学から見た戦後西ドイツにおける「中心地論」の構想と各州の整備計画、中心地論の評価と問題点については、森川(1988)および森川(1999)参照。

NRW州構造プログラムの内容を報告している。ギールは会議の目的として連邦と州の間で経験を交換することとし、そこで、地域と産業部門と企業経営のなかで誰が支援されるべきか、支援のためにどのような資金が適しているか、資金はいかに配分されるべきかという問題を検討して新たなプログラム策定に反映する必要があると述べている。マティエは、NRW州において従来から実践されてきたOWPと周辺地域プログラムを説明し、それらは新たな州独自の構造プログラムに統合されることによって、構造的に弱い地域だけでなく、「単一構造」の地域も支援のなかに組み込まれる必要があり、そうした地域には優遇利子(4.5%)による信用が投入され、とくに中間層経営が支援されると報告している¹⁹⁾。

こうしたやり取りから、NRW州の地域経済支援政策は連邦のなかで先導的な事例の一つとして見て取ることができる。マティエが説明した州構造プログラムとはいかなるものか。項をあらためて検討することにしよう。

(4) NRW州における地域経済支援政策の再編

OWPによって実際に農村地域に企業の移転や拡大が現れ始めると、デトモルト県に隣接するミュンスター県東部やアルンスベルク県東部の農村地域では同様の支援を求める声が上がっていた。それはもはや被追放民や難民の流入に起因する失業問題というより、西ドイツ全体の高度経済成

長が農村地域に波及してこないことを背景としていた。そうした要求を受けて州政府は県レベルでの広域的な開発計画ではなく、個別の郡やゲマインデレベルでの農村開発計画を作成することになり、それは1958年3月7日「周辺地域プログラム」(Randgebieteprogramm)として発表された²⁰⁾。

その実施要領によれば、概要は支援を必要とする州周辺地域の経済力を強化するために、州政府が工業経営と比較的規模の大きい営業経営に対してリファイナンス支援をすることである。対象地域はアルンスベルク県南東部のヴィトゲンシュタイン郡とブリロン郡、ジーゲン郡南部とケルン県東部のオーバーベルギッシュ郡南部、そしてミュンスター県北部のテクレンブルク郡である²¹⁾。信用条件は利子5.5%未満、貸付期間15年で2年間の償還猶予である。保証を提示できない場合は州保証機関が提供する。提携金融機関を通じて信用を申請する。1958年4月以降、OWPのために開催された信用委員会において、同時に周辺プログラムの審査も行われ、両地域を対象とした企業移転に対して信用支援が2系列で実施されるようになった。

さらに対象指定の要望は広がっていた。たとえばビューレン郡とブリロン郡に隣接したアルンスベルク県東部リップシュタット郡のリューテン・アムト(Amt Rütchen)では木材加工の経営設立が見られたが、雇用が少ないことを理由に50年代末になって公的信用支援対象地域への編入要望が

19) LAV NRW, NW0430, Nr.345: Besprechung mit Vertretern der Bundesländer am 4. November 1960 im Bundeswirtschaftsministerium. 「単一構造」地域とは、ここでは農業地域ではなく、炭鉱業によって特徴づけられる地域を指している。すでに1950年代末からルール炭鉱業の国際競争力が低下していたために、「炭鉱危機」をいかに救済・改善するかは州政府によって大きな課題になりつつあった。

20) LAV NRW, NW0430, Nr.326: Richtlinien für die Gewährung von Krediten an Wirtschaftsbetriebe in den förderungsbedürftigen Randgebieten des Landes Nordrhein-Westfalen (Randgebieteprogramm)

21) NRW州経済省によるヴィトゲンシュタイン郡小農地域の工業化研究によれば、工業化(工場移転)のためには労働力が供給されることと公的支援によるインフラ整備が必要とされている(Riemann und Hengstenberg, 1957)。

22) LAV NRW, NW0430, Nr.97: Schreiben II/C2 an den Innenminister NRW vom 31. Jan. 1959.

出されていた²²⁾。またOWL域内においてはOWP継続の要望も出されていた。

こうした状況を受けて1959年7月15日、再度設置されたNRW州省庁間委員会は、支援を要する地域での工業移転の可能性やそのために必要な支援措置の検証、また州内だけでなく他の州との間での移転企業の引き抜き問題について検討し、1960年に構造改善提案を提出した。その提案に基づいて1960年9月1日、OWPと「周辺地域プログラム」を統合して「支援地域信用プログラム」とし、ここに新たに「炭鉱地域信用プログラム」を追加し²³⁾、それまでの「国境地域信用プログラム」とともに、1962年2月1日にはこれら3つの信用支援プログラムを統合し「州信用プログラム」として発表したのである²⁴⁾。

「州信用プログラム」は大きくみて、①地域経済支援、②営業中間層・自由職支援、そして③大気汚染対策投資支援の3領域から成っており、このうち地域経済支援が「要支援地域」、「国境地域」、「炭鉱地域」に分類されている。信用を希望する企業は、ライン地方の場合は「ライン州振替銀行」を、ヴェストファーレン地方では「ヴェストファーレン州立銀行」を通じて年利4%の投資資金を最長17年間(最初の2年間は返済免除)借り入れることができる。十分な担保を提供できない場合は、州の信用保証協会が州の担保を申請できるというもの

であった。そして対象地域として、「国境地域」と「炭鉱地域」が文字通りの特定地域を支援するのに対して、「要支援地域」はNRW州のすべての県から郡ないしゲマインデ単位で選定されることになった²⁵⁾。

1950年代に個別地域・社会層に向けて策定された信用支援プログラムは、「州信用プログラム」において、構造転換と不況救済を併せ持つ一般的包括的な信用プログラムへと統合・転換することになったのである。

VI | おわりに

戦後ドイツに流入した被追放民と難民の失業問題に端を発して作成されたOWPは、その策定・実施過程において、「農業単一で不十分な経済構造」を「安定して維持」していたOWL地域(とくに中南部)に対して企業立地を推進することによって地域の経済力を改善する地域経済構造転換プログラムへと転身した。それは1950年代の戦後復興と負担調整、そして高度経済成長初期の時代条件に深く関連した固有の地域政策であった。

1950年代末から60年代初頭に至るとNRW州の地域政策は新たな段階を迎えることになる。それは単に対象地域の拡大や炭鉱業などの旧型産業をも視野に入れるという戦後経済成長のあり方

23) ルール石炭の販売不振はすでに1958年春には始まっており、1960年代以降、石炭危機は深刻化していった。NRW州はここから新たなルール地域支援を始めることになった。さしあたり、Abelshauer (2011), S.199-205. ならびにCzieska und Bluma 2021, S.1-13. 参照。

24) LAV NRW, NW0520, Nr.719: Aufbau des Landeskreditprogramm und die bisherigen Maßnahmen zur Durchführung des Programms. Bericht am 20. Juni 1962.

25) LAV NRW, NW0499, Nr.8/II: Richtlinien für die Gewährung von Krediten an Wirtschaftsunternehmen sowie an mittelständischen Betriebe und Angehörige freier Berufe (Landeskreditprogramm) am 1. Februar

1962.; LAV NRW, NW0520, Nr.719: Merkblatt vom 1. Februar 1962.

26) Gesetz zu den Verträgen vom 25. März 1957 zur Gründung der Europäischen Wirtschaftsgemeinschaft und der Europäischen Atomgemeinschaft, in: *Bundesgesetzblatt*, Teil II, Nr.23, 1957, S.830-832.

27) *BT-Drucksache* IV/1492 (Erster Raumordnungsbericht), 1963, S.29f.

28) 森川 (1988), 第II章, 221頁; Raumordnungsgesetz, vom 8. April 1965, in: *Bundesgesetzblatt* I, Nr.16, 1965, S.306-310. その理念像とは、連邦内務省がすでに1955年に空間秩序専門家委員会 (Sachverständigenausschuß für Raumordnung) に対して作成を依頼していたものである。当

の変質という事情だけでなく、さらに次の二つの事情を背景に持っていた。

一方で、1958年1月に発効した欧州経済共同体条約(1957年3月締結)第92条において、ドイツ分断によって困難にある地域や企業、また雇用や生活水準が著しく低い地域への支援を除いて、政府補助金による特定企業や産業部門の優遇は「共通市場と相容れない」²⁶⁾とされた。この条約によって、連邦政府は地域経済の発展を補助金や信用、租税優遇等によって支援することは原則として制限されると認識していた²⁷⁾。

他方、1950年代から各州において法制化されていた州計画法(Landesplanungsgesetz)は60年代に入って実質化し、NRW州では1964年に連邦で最初の州開発プログラム(Landesentwicklungsprogramm)が作成され、連邦においても1965年4月、空間秩序法が成立した²⁸⁾。この法律は、西ドイツの空間秩序の原則と目標を提示し、合わせて将来のあるべき空間の形成と秩序の理念像(Leitbild)を示し、それに向けて連邦・州・自治体の関係する計画と措置が整序されるものとされていた²⁹⁾。

1960年代の地域経済政策は、一方で自由競争原則と社会的公正を結びつけた「社会的市場経済」秩序と、他方で「空間秩序」の理念像、さらには1949年基本法第72条(当時)に規定された「生

活条件の全国的統一性の保持」(Wahrung der Einheitlichkeit der Lebensverhältnisse über das Gebiet eines Landes)³⁰⁾の要請の間で立ち位置を探り、現実経済では景気の変動と後退に直面していくことになった³¹⁾。

この意味において、OWPはまさに、「計画がタブー視された」1950年代の「戦後危機の時代」に策定された「危機克服のための計画」であり、その成功によって、50年代末から新たに現れてきた「炭鉱危機」と66/67年不況に象徴される60年代の危機に対して、その克服に向けた「計画への陶醉」(Planungseuphorie)を導く橋渡しの役割を果たしたのであった³²⁾。

これらの点を考慮して、最後に、1950年代におけるNRW州地域経済支援政策の分析から生じる諸問題を3点指摘しておこう。まず第一に、OWPは戦後西ドイツにおける政策的な農村(地域)工業化政策であった。かつてラーヴェンスベルク地方では16世紀以来プロト工業化が展開し継承されたが、中南部地方では戦後はじめて政策による「上からの後発工業化」が目指されたのである。しかしそれは単なるキャッチアップによる地域均質化の工業化ではなく、むしろ人口と産業が過度に集中したルール炭鉱・重工業地帯の都市問題と産業構造問題に対応することを考慮した州内での地域分業や農業改革、地域と産業の均衡

初なお空間秩序の議論に対して戦後復興の現実問題が先行していたが、1961年に委員会報告書が提出されると連邦政府は1963年に最初の「空間秩序報告書」を提出し、65年の立法へと至るのである。さしあたり次を参照。Dittrich 1960, S.107.; Hautau 1974, S.262-265.

29) BT-Drucksache V/1155 (Raumordnungsbericht 1966), 1966, S.5.

30) Grundgesetz für die Bundesrepublik vom 23. Mai 1949, in: *Bundesgesetzblatt*, Nr.1, 1949, S.9.

31) 地域経済構造の改善は、1969年財政改革による改正基本法第91条において、大学新設や農業構造改善、沿岸保護の改善とともに、連邦と州が共同で計画し共同で財政措置をとるものとされた(北住2011, 41-42頁)。

32) Lauschke (2005), S.451. 1960年代を転換点としてとらえる見方および「計画への陶醉」については、山井(2017)とくに序章参照。

33) エクスナーは、ミュンスター市南方、ミュンスター県西部およびデトモルト県ヘアフォルト郡北部から3つの農村ゲマインデを事例として取り上げ、第一次大戦後からの50年間に、工業化と都市化および第二次大戦(後)が農業と農村社会経済の構造にいかん影響を与えたかについて分析し、「驚くべき社会経済の安定性」は1960年代に決定的に転換したと結論づけている(Exner 1997, とくにS.449.)。ヴェストファーレン地方の農業・農村社会は多様であり、本稿が対象としたOWP地域において構造変化がいかん展開したかの問題は課題として残されている。

や調整を図る「州計画」の一部にもなっていたのである³³⁾。

第二に、欧州経済共同体条約の規程が指摘するように、政策的工業化や地域経済支援措置には、戦後西ドイツの自由競争市場経済原則といかに両立しうるかの問題が常に随伴している。OWPで示された優遇された信用条件の方法は「企業がスタートラインに着くまでの支援」とされていたが、補助金との境界はどこに敷かれるのか。1960年代中頃以降、連邦経済省の主導によって産業部門と地域に関わる構造政策は「構造の弱い地域」だけでなく、成長ダイナミズムの衰えによって国際競争にさらされた石炭と繊維の産業部門からの政府支援を求める声に応えるべくして生まれてくることになる³⁴⁾。

第三の問題は、実態として、戦後西ドイツの地域経済や地域工業化のあり方にかかわる。本稿で扱われた問題との関連で、アーベルスハウザーは戦後経済発展における被追放民と難民の受容の意義を強調している。その受容によって労働力の流動性が高まり、既存の単一経済構造は打ち破られ、そうして生まれた農工混在の経済構造が担税力と不況抵抗力を高めたとしている。そしてこの移民の受容と統合は西ドイツのなかでNRW州とバイエルン州では異なって進行したと述べている。一方でNRW州では、ルール地方での労働力受け入れが見られたとしても全体としてうまく進まず、他方バイエルン州は、チェコ・ズデーテン地方やシュレージエン出身の中間層営業者を多く受け入れることによって、農村地域の急速な分散的工業化を実現したとされている³⁵⁾。ここには熟練労働力の役割だけでなく、中間層経営が戦後経済にお

いて果たしうる意義が比較地域経済史的にも指摘されているのである³⁶⁾。

転換期1960年代の地域経済（政策）を危機と構造、中間層経営の意義と比較を軸に考察することは次の課題となる。（おわり）

参考資料(2)

(本稿(2)の文中で利用した資料であり、参考資料(1)と重複するものを含む)

1. 未公開資料

- ◎ Bundesarchiv, Koblenz (BArch), B115/4919
- ◎ Landesarchiv Nordrhein-Westfalen, Rheinland (LAV NRW R), NW0430. Nr.97, 324, Nr.326, Nr.392/II, Nr.393/I, Nr.393/II, Nr.394, Nr.345; NW0499, Nr.8/II; NW0520, Nr.719.
- 2. 議事録、統計、報告書等
- ◎ *Bundesgesetzblatt*, Nr.1, 1949; Teil I, Nr.16, 1965; Nr.108, 1969; Teil II, Nr. 23, 1957.
- ◎ *Bundestagsdrucksache (BT-Drucksache)*, IV/1492, 1963; V/1155, 1966; V/4564, 1969.
- ◎ *Geschäftsbericht der Deutschen Bundesbank für das Jahr 1959*.
- ◎ *Statistisches Jahrbuch Nordrhein-Westfalen*, 5.Jg., 1954; 6.Jg., 1956; 8.Jg., 1960; 9.Jg., 1962; 10.Jg., 1964.

3. 研究文献

【欧文文献】

- ◎ Abelshauser, Werner, *Deutsche Wirtschaftsgeschichte seit 1945*, 2. überarbeitete und erweiterte Aufl., München, 2011.
- ◎ Ahrens, Ralf, *Strukturpolitik und Subvention. Debatten und industriepolitische Entscheidungen in der Bonner Republik*, Göttingen, 2022.
- ◎ Albert, Wolfgang, Die Entwicklung der regionalen Wirtschaftspolitik in der Bundesrepublik Deutschland, in: Hans Hermann Eberstein (Hrsg.), *Handbuch der regionalen Wirtschaftsförderung*, Köln, 1971, II A S.1-14.

34) パットベルクによれば、地域に関連する補助金は第一に租税軽減や賃率引下げなど歳入面、第二に補助金やインフラ整備など歳出面、第三に信用保証の3つの方法に区別され、1962年のNRW州信用プログラムにおける信用支援は補助金と捉えられている (Patberg 1970, S.9 u. 21f.)。連邦の構造政策と補助金の関係についてはAhrens (2022), S.282.参照。

35) Abelshauser (2011), S.321f.

36) Hilger (2017), S.305-319.

- ◎ Cziepka, Juliane und Lars Bluma, 2021, Die Geschichte des Steinkohlenbergbaus an der Ruhr nach 1945 und ihre Forschung. Einleitende Bemerkungen, in: Dieselbe (Hrsg.), *Der Steinkohlenbergbau in Boom und Krise nach 1945*, Berlin, 2021, S.1-13.
 - ◎ Dittrich, Erich, Das Leitbild und seine Problematik, in: Akademie für Raumforschung und Landesplanung, *Raumforschung*, 1960, S. 107-116.
 - ◎ Exner, Peter, *Ländliche Gesellschaft und Landwirtschaft in Westfalen 1919-1969*, Paderborn 1997.
 - ◎ Giel, Wilhelm, Die Grundzüge der regionalen Wirtschaftspolitik in der Bundesrepublik, in: *Raumforschung und Raumordnung*, 22.Jg., Ht.3/4, 1964, S.113-117.
 - ◎ Giersch, Herbert, Aufgaben der Strukturpolitik, in: *Hamburger Jahrbuch für Wirtschafts- und Gesellschaftspolitik*, 9, 1964, S.61-90.
 - ◎ Goch, Stefan, *Eine Region im Kampf mit dem Strukturwandel. Bewältigung von Strukturwandel und Strukturpolitik im Ruhrgebiet*, Essen, 2002.
 - ◎ Hautau, Heiner, Entwicklung der Raumordnung und Regionalpolitik in der BRD, in: *Wirtschaftsdienst*, 54.Jg., Nr.5, 1974, S.262-267.
 - ◎ Hilger, Susanne, Strukturkonservativ und globalisierungsuntauglich? Mittelständische Unternehmen in Baden-Württemberg, Bayern und Nordrhein-Westfalen im interregionalen Vergleich, in: Stefan Grüner und Sabine Mecking (Hg.), *Wirtschaftsräume und Lebenschancen. Wahrnehmung und Steuerung von sozialökonomischem Wandel in Deutschland 1945-2000*, Berlin 2017, S.305-319.
 - ◎ Lauschke, Karl, Von der Krisenbewältigung zur Planungseuphorie, Regionale Strukturpolitik und Landesplanung in Nordrhein-Westfalen, in: Matthias Frese, Julia Paulus und Karl Tepe (Hrsg.), *Demokratisierung und gesellschaftlicher Aufbruch : die sechziger Jahre als Wendezeit der Bundesrepublik*, 2.Aufl., Paderborn, 2005, S.451-471.
 - ◎ Mooser, Josef, *Arbeiterleben in Deutschland 1900-1970. Klassenlagen, Kultur und Politik*, Frankfurt am Main 1984.
 - ◎ Padberg, Udo, *Regionale Wirtschaftspolitik durch Subventionen? Eine Untersuchung über den Erfolg des Landes- kreditprogramms in Nordrhein-Westfalen*, Köln 1970.
 - ◎ Riemann, Fritz und Rolf Hengstenberg, *Zur Industrialisierung kleinbäuerlicher Räume*, Forschungsberichte des Wirtschafts- und Verkehrsministeriums NRW, Nr.469, Köln und Opladen, 1957.
 - ◎ Rolvering, Heinrich-Stefan, *Der wechselseitige Zusammenhang zwischen den kommunalen Sparkassen und dem kommunalen Raum am Beispiel der Sparkassen in Westfalen-Lippe in den Jahren von 1958-1970*, Münster 1997.
 - ◎ Wolf, Herbert, Von der Währungsreform bis zum Großbankengesetz (1948-1952), in: Hans Pohl (Hrsg.), *Geschichte der deutschen Kreditwirtschaft seit 1945*, Frankfurt am Main 1998, S.59-110.
 - ◎ Wurzbacher, Gerhard, *Das Dorf im Spannungsfeld industrieller Entwicklung : Untersuchung an den 45 Dörfern und Weilern einer westdeutschen ländlichen Gemeinde*, 1954.
- 【日本語文献】
- ◎ 北住炯「ドイツ連邦制史と経路依存——一九四九年連邦制の歴史的位置——」『名古屋大学法政論集』第241号、2011年、1-53頁
 - ◎ 三ツ石郁夫「戦後西ドイツ高度成長期における銀行業の再建と競争——「銀行業における競争の歪み調査」の背景と帰結——」『彦根論叢』第394号、2012年、174-188頁
 - ◎ 三ツ石郁夫「戦後西ドイツにおける中間層経営の資金需要と州信用支援政策の展開」『彦根論叢』第427号、2021年、4-24頁
 - ◎ 森川洋『中心地論(Ⅲ)』大明堂、1988年
 - ◎ 森川洋「ドイツの空間整備計画における中心地計画」『地理科学』Vol.54, No.1, 1999年, 45-57頁
 - ◎ 山井敏章『「計画」の20世紀——ナチズム・〈モデルネ〉・国土計画——』岩波書店、2017年
- 【付記】
- 本研究はJSPS科研費 JP21K01613の助成を受けたものです。

Structural Change of the Regional Economy and State Support Policies from the Postwar Period to the 1950s in Northwest Germany (part 2 and conclusion)

East *Westfalen* and Its Development Program in *Nordrhein-Westfalen*

Ikuo Mitsuishi

The second part of this paper recognizes the effects of the *Ostwestfalenplan*, in which a total of 90 industrial firms received investment credits amounting to 21 million DM with favorable interest rates and a public guarantee through the house banks of small local credit institutions, such as savings banks and credit cooperatives, as well as the big banks in the second half of the 1950s. Almost two-thirds of these supported firms were relocated from outside the agricultural region and spread not only in the traditional sectors of textiles and lumber, but also in the new sectors of iron-working, machinery, electronics and plastics, creating 1,464 new jobs mainly in the mid-eastern and southern districts of eastern *Westfalen*. During this period, we can observe an increase in the industrial workforce, local tax revenues, and per capita GNP across the region, which might be called late postwar regional industrialization supported by public institutions.

Confronting new relief requirements from other agricultural areas and regions around the periphery as well as old industries like coal and textiles, the *Nordrhein-Westfalen* state government integrated several diverse programs into the state credit program, *Landeskreditprogramm*, in 1962. At the same time, the federal and other state governments began to undertake regional and sectoral changes in the

economic structure, *Strukturpolitik*, succeeding the support style of investment credits adopted by the German state government in the 1950s.

